

水俣病患者

医療費補助は補償解決まで

厚生省が見解示す

あくまで さかのぼって請求も 立て替え

水俣病補償問題は厚生省の水俣病補償処理委一任委員佐藤の三方式で進められているが、これに関連して厚生省は十二日「従来四で二部負担していた患者の医療費補助も補償解決の時点でもらうか、考慮すべきだ」との見解を明らかにした。

賠償額算定にも影響か

同僚によると患者の医療費は三十三年いらい国・県・市の三者で平割それぞれ百分を負担してきたが、これはあくまで原因がはっきりしない段階での立て替えであり、補償が解決し、原因(加害者)がはっきりする以上、医療費補助を続ける必要がなくなるというもの。

医療費は補償並の中に含まれるべきである。との趣があるということを聞いた。少なくとも公費二法案が施行されるまで補助するといふ約束はできている。今日下旬にも上京し、厚生省の見解を聞きたい。

これは十月スタートする公費二法に関連して、「水俣病の医療補助は相手方がきまつた段階まで」との基本的な考え方を示し、さらに「補償解決後の医療費は患者負担。つまり補償には医療費を含まない」とを主張したものとみられるが、厚生省はこの見解の中で「医療補助はいわば立て替えだからさかのぼって請求することもあり」としており、この請求額算定、とくに訴訟済の請求金額に大きく影響するものとして注目される。

渡辺水俣病対策の部 五月十日
したさい厚生省と大蔵省との間で

渡辺水俣病訴訟代表の部 厚生省の見解により損害賠償額は引き上げなくてはならない。それに処理委一任済が解決したあとの医療費負担問題が残るが、当然ナツソ会社が支払うべきで、支払いを請求していく。